

事業者の皆様へ

平成21年7月1日から

事業系ごみの処分が**有料(指定袋制)**になります

平成20年12月に「泉北環境整備施設組合ごみ処分手数料に関する条例」の全部が改正され、本組合構成市（泉大津市、和泉市、高石市）の**収集運搬許可業者**が収集する事業系ごみ（商店や事務所、工場等すべての事業活動に伴って排出される一般廃棄物）については、指定ごみ袋による排出が、義務づけられることになりました。

事業者自らが搬入する直接搬入ごみは、従来どおり10kgにつき150円で処分します。

※ 収集運搬許可業者とは、事業者の皆様が現在、契約しておられる収集業者のことです。

指定の有料ごみ袋で排出してください。

45リットル袋 1枚 70円

70リットル袋 1枚 100円

本組合では、ごみの減量施策として、施設への直接搬入の手数料（裏面参照）改正や、啓発活動等を行い、市民の皆様及び事業者の皆様に、ごみの減量に取り組んでいただいているところであります。

事業系のごみは現在、全国で約8割の自治体が有料で処分していますが、本組合構成市（泉大津市、和泉市、高石市）の収集運搬許可業者が収集する事業系ごみは、これまで無料で処分してまいりました。

この度の指定ごみ袋制による事業系ごみの有料化は、更なる**ごみの分別・減量の促進**を図るとともに、**受益者負担、原因者負担の原則**に基づき、適正かつ公平な負担をお願いするための制度です。

事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 収集運搬許可業者が収集する**資源ごみ**（空き缶、空き瓶、ペットボトル、古紙）については、従来どおり無料で処分（リサイクル）します。分別を徹底していただき、指定ごみ袋を使用せずに排出してください。
- 指定ごみ袋の価格は、「**ごみ処分手数料**」のみで、「**収集運搬料**」は含まれておりません。
収集運搬料金は、従来どおり収集運搬許可業者へお支払いいただきますようお願いいたします。

※ 裏面へつづく

お問い合わせ 泉北環境整備施設組合 泉北クリーンセンター (0725) 41-2030

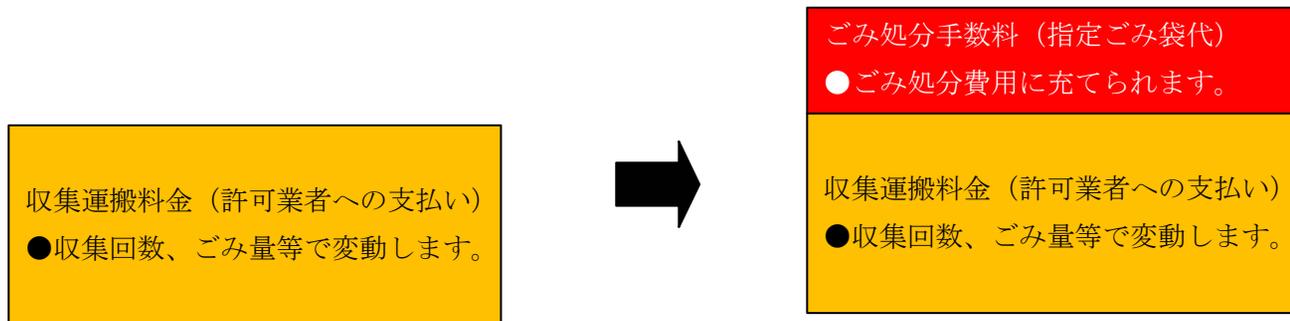
ホームページ <http://www.senbokukankyo-ichikumi.org/>

● 事業者の皆様にご負担いただく費用

事業者の皆さんにご負担いただく費用は、**収集運搬許可業者がごみの収集運搬に要する料金と、ごみ処分手数料の合計金額**になります。

(現 行)

(平成21年7月1日以降)



※ なお、平成21年7月1日以降は、指定ごみ袋以外の可燃ごみは、収集できませんのでご注意ください。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物処理法では、「第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と、なっています。

ごみの収集運搬を委託する場合は、必ず市の許可を受けた収集業者と契約し、適正に処理してください。

● 泉北環境整備施設組合ごみ処分手数料条例

区 分	処分手数料
指定ごみ袋で収集する事業系一般廃棄物 (※収集運搬許可業者が搬入するごみに限る。)	指定ごみ袋（45リットル袋）1袋につき 70円 指定ごみ袋（70リットル袋）1袋につき100円
ごみ処理施設へ直接搬入する一般廃棄物	10キログラムにつき 150円
臨時の一般廃棄物 (※収集運搬許可業者が搬入するごみに限る。)	2トン車1台につき 7,500円 2トン車1台に満たない量の場合、査定した額

《指定ごみ袋制度開始に向けて準備をお願いします》

◇ 指定袋の販売は、平成21年5月中旬頃からの予定です。指定袋取扱店で制度開始までに購入してください。

※ 取扱店は、構成市内（泉大津市、和泉市、高石市）のコンビニエンスストア等を予定しています。
詳細については、再度チラシの配布及び本組合ホームページにてお知らせいたします。

指定ごみ袋制度の開始に向けて、事業者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

お問合せ 泉北環境整備施設組合 泉北クリーンセンター (0725) 41-2030

ホームページ <http://www.senbokukankyo-ichikumi.org/>